

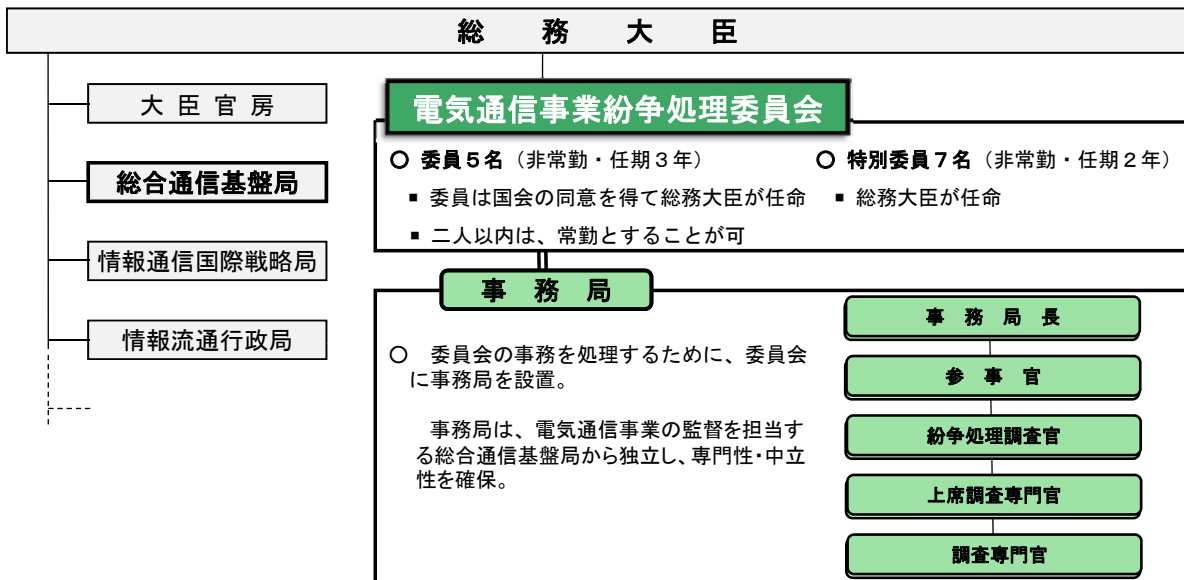
電気通信事業紛争処理委員会の概要

平成23年4月 電気通信事業紛争処理委員会 事務局

1. 電気通信事業紛争処理委員会の設置・組織

電気通信事業紛争処理委員会は、平成13年11月30日に電気通信事業者間の接続等に関する紛争を迅速・公正に処理する専門的組織として設置。

- ・背景には、電気通信サービスの高度化・多様化により、接続等を巡る紛争が増大・複雑化したことなどがある。
- ・電気通信事業紛争処理委員会の設置は、電気通信事業法に規定。



2. 委員及び特別委員の名簿

【委員】国会の同意を得て総務大臣が任命

任期满了日：平成25年12月3日

氏名	性別	現職
さかにわ こういち 板庭 好一 (委員長)	男	東京工業大学大学院理工学研究科 教授
ふちがみ れいこ 淵上 玲子 (委員長代理)	女	弁護士
おぼた ひろし 尾畑 裕	男	一橋大学大学院商学研究科 教授
かがみ ようこ 各務 洋子	女	駒澤大学グローバル・メディア・スタディーズ学部 教授
やまもと かずひこ 山本 和彦	男	一橋大学大学院法学研究科 教授

【特別委員】あっせん・仲裁手続への参与等のため、総務大臣が任命

任期满了日：平成23年11月29日

氏名	性別	現職
おの たけみ 小野 武美	男	東京経済大学経営学部 教授
かとう ねい 加藤 寧	男	東北大学大学院情報科学研究科 教授
しらい ひろし 白井 宏	男	中央大学理工学部 教授
てらざわ ゆきひろ 寺澤 幸裕	男	弁護士
ひぐち かずお 樋口 一夫	男	弁護士
もり ゆみこ 森 由美子	女	関東学園大学経済学部 教授
わかばやし ありさ 若林 亜理紗	女	駒澤大学大学院法曹養成研究科 教授

3. 電気通信事業紛争処理委員会の機能

あっせん・仲裁

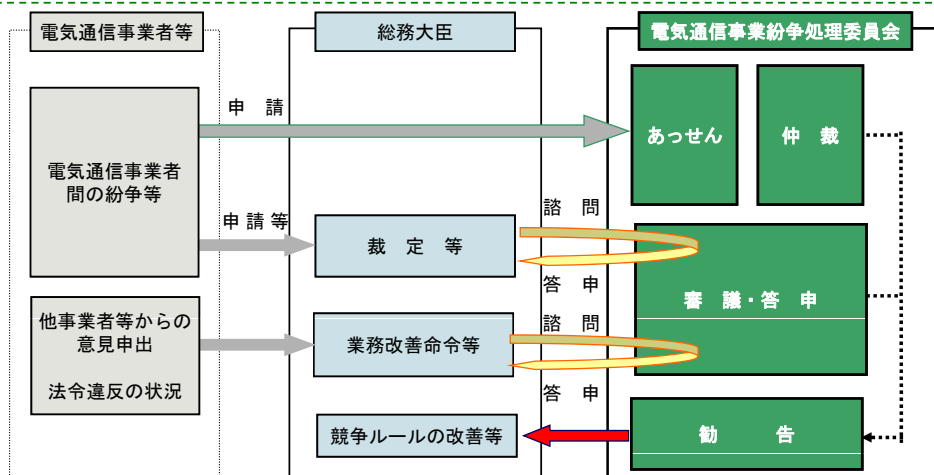
- 電気通信事業者間の接続等に関する紛争に対し、「あっせん」や「仲裁」を実施する。

諮問に対する審議・答申

- 総務大臣が、①接続協定等の細目の裁定、②業務改善命令等の行政処分を行う際、総務大臣から諮問を受け、審議・答申を行う。

勧告

- あっせん・仲裁や諮問に対する審議・答申に関し、競争ルールの改善等について意見があれば、総務大臣に対し勧告を行う。



相談

- 事務局に相談窓口を設け、事業者間の紛争等に関する相談に対応している。

4. あっせん・仲裁制度の概要

《あっせん》

あっせん委員が紛争当事者の間に入って両者の歩み寄りを促すことにより、紛争の迅速な解決を図るもの。

両当事者の合意により進められる手続のため、強制されることはない。

- ・ あっせん委員は、委員及び特別委員の中から、事案ごとに委員会が通例3人程度を指名。
- ・ あっせん委員は、あっせん案を作成し、当事者に提示することができる。

《仲裁》

紛争当事者が仲裁委員の行う仲裁判断に服することを合意した上で行われる。

当事者は、仲裁判断について、手続上瑕疵のある場合を除いて訴訟で争うことはできない。

- ・ 仲裁委員は、委員及び特別委員の中から、原則として当事者が合意により選定した者3人を、委員会が指名。
- ・ 仲裁判断には、当事者間において確定判決と同一の効力が発生する。

5. 既存の紛争処理スキーム

当事者	協議の内容	相手方が協定・契約の締結の協議に応じないとき	協定・契約の締結の協議が調わないとき	金額、接続条件等の細目について協議が調わないとき
電気通信事業者間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電気通信設備の接続に関する協定 ○ 電気通信設備の共用に関する協定 ○ 卸電気通信役務の提供に関する契約 	あっせん (大臣命令あり)	あっせん (大臣命令あり)	あっせん 仲裁 (大臣裁定あり)
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電気通信役務の円滑な提供の確保のために締結が必要な協定・契約 <ul style="list-style-type: none"> ・ 接続に必要な電気通信設備の設置・保守 ・ 接続に必要な土地・建物・管路等の利用 ・ 接続に必要な情報の提供 ・ 電気通信役務の提供に関する契約の締結の取次や料金回収等の業務委託 等 	—	—	あっせん 仲裁
無線局(※)を開設・変更しようとする者その他の無線局(※)の免許人等との間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 混信等の妨害防止のために必要な措置に関する契約 	あっせん	あっせん 仲裁	—

(※) 以下の業務を行うことを目的とする無線局が該当

- ・ 電気通信業務
- ・ 放送の業務
- ・ 人命若しくは財産の保護又は治安の維持に係る業務
- ・ 電気事業に係る電気の供給の業務
- ・ 鉄道事業に係る列車の運行の業務
- ・ ガス事業に係るガスの供給の業務
- ・ MCAを使用する業務

6. 法改正に伴う紛争処理委員会の機能の拡充

◆ 新たに整備された紛争処理スキーム

当事者	協議の内容	相手方が協定・契約の締結(又は再放送の同意)の協議に応じないとき	協定・契約の締結(又は再放送の同意)の協議が調わないとき	金額、接続条件等の細目について協議が調わないとき
電気通信事業者間	○ 電気通信設備設置用工作物の共用に関する協定	あつせん (大臣命令あり)	あつせん (大臣命令あり)	あつせん 仲裁 (大臣裁定あり)
電気通信事業者とコンテンツ配信事業者等との間	○ コンテンツ配信事業等(※)を営むに当たって利用すべき電気通信役務の提供に関する契約 (※)電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務を電気通信回線設備を設置することなく提供する電気通信事業(電気通信事業法第164条第1項第3号)	—	—	あつせん 仲裁
ケーブルテレビ事業者等と基幹放送事業者との間	○ 地上基幹放送の再放送に係る同意	あつせん (大臣裁定あり(※))	あつせん 仲裁 (大臣裁定あり(※))	—

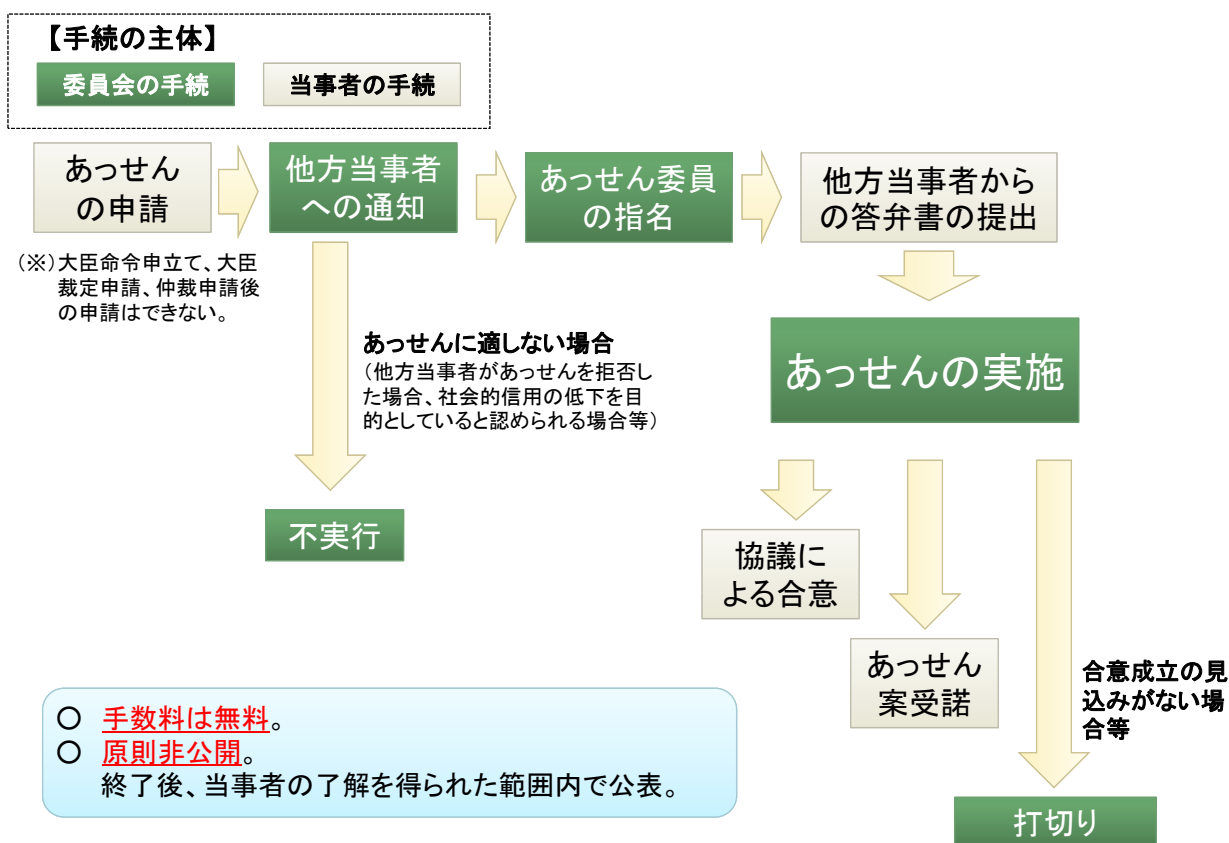
○ 2011年夏頃(日付は別途政令で決定)からあつせん・仲裁の申請が可能になります。

(※)ケーブルテレビ事業者等と基幹放送事業者との間の再放送に係る同意に関する紛争について、総務大臣が裁定を行う場合の諮問先を、情報通信行政・郵政行政審議会から紛争処理委員会に変更。

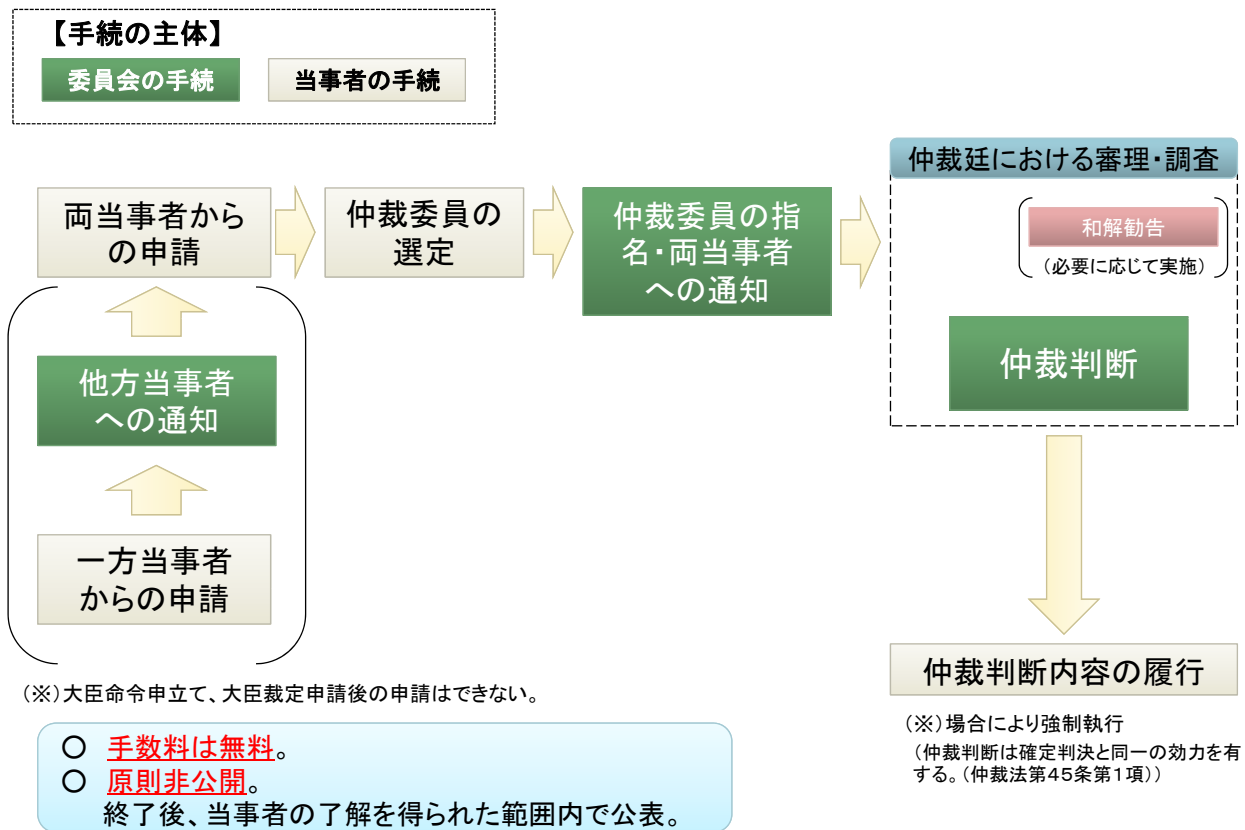
◆ 委員会の名称の変更

○ 委員会の名称を「電気通信紛争処理委員会」に変更。

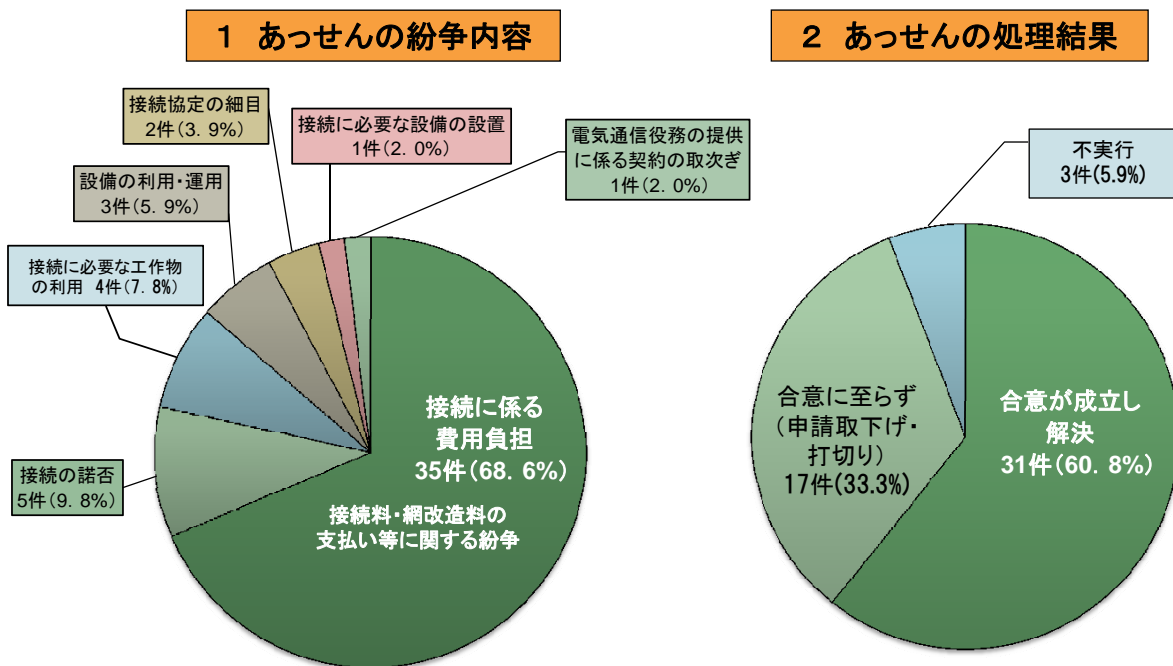
7. あつせん手続の流れ



8. 仲裁手続の流れ



9. あっせん（委員会設置以降51件）の内訳



(注)「合意が成立し解決」は、当事者間の協議により解決した事件11件及びあっせん案の受諾により解決した事件20件の合計。

※ なお、これまでの仲裁申請(3件)については、一方の当事者からの申請のみで、他方当事者からの申請がなかったため、仲裁は行われなかった。

10. 相談窓口のご紹介

電気通信事業紛争処理委員会の事務局では、事業者向けの相談窓口として、専用の電話、メールアドレスを設け、事業者間での協定・契約に関する協議が難航した場合等の相談に応じ、アドバイスや参考情報の提供など幅広く行っています。

なお、相談は、**無料**、**非公開**で行っておりますのでお気軽にご連絡ください。

◎例えば、こんな時、ご相談下さい。

- ✓ダークファイバの利用を断られた。
- ✓接続料について合意ができない。
- ✓携帯電話事業者のネットワークを借りて移動通信サービスを提供しようとしているが、携帯電話事業者との契約の協議が調わない。
- ✓コロケーションスペースの利用を断られた。
- ✓鉄塔の共用に係る費用負担について合意ができない。
- ✓ゲーム・音楽等の配信サービスのために必要な契約を携帯電話事業者と締結しようとしているが、その中で通信プラットフォームの利用条件について合意ができない。
- ✓地上波のTV局の放送対象地域外で、CATV事業者が地上波放送を再放送するにあたり、同意が得られない。



相談は**無料**ですのでお気軽に



(((「電気通信事業者」相談窓口)))

[相談専用電話] 03-5253-5500

FAX 03-5253-5197

[相談専用メールアドレス]

e-mail:soudan@ml.soumu.go.jp

- ご相談は、委員会のあっせんや仲裁手続の利用を前提とするものではありません。協議中のものや今後の対応を決めていない案件についてもご相談下さい。
- 「あっせん申請が可能な事案かどうか判断がつかない」といった相談や「あっせんの手続(制度概要・申請方法等)を知りたい」などの問い合わせについても幅広く受け付けています。
- 相談者の了解なしに、相談内容を相手方事業者に伝えることはありません。

紛争処理事例

※個別事業者名については、あっせん・仲裁終了後に当事者の御了解を得た上で公開しています。

(より詳細なものを紛争処理委員会のウェブサイトに掲載しています)

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hunso/case/case1.html

あっせん事例(1) NTTの局舎スペース等の利用に関するあっせん

■ 概要

ADSL事業者が、NTT東日本の12のビルにおいて、相互接続点の設置のためのコロケーションスペース、電源等の利用が不可との回答をNTT東日本から受けたことから、それらの利用ができるようあっせんを申請（平成14年2月1日申請）

■ あっせん手続の結果

あっせん対象の12のビルについて、平成14年2月中にADSL事業者による自前工事着工ができるよう双方協力を行うことで、両者が合意

◎ 勸告（本件の背景として、他の事業者が、既にスペース等を大量に予約していた状況があったことから）

コロケーションについて、現状では接続事業者からの利用請求の先後のみが優先度として考慮されていることを改め、**請求の先後に加え、利用の緊急性も優先度として考慮されるよう**に、第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者において**措置が講じられるよう**総務省において**配慮**すること。

◎ その後の状況

NTT東西の接続約款が変更され、コロケーションルールが整備された。

あっせん事例(2) ADSL事業者によるNTTの中継光ファイバとの接続の諾否に関するあっせん

■ 概要

ADSL事業者が地方公共団体から受注した条件不利地域における情報通信基盤整備のため、NTT西の局舎間を結ぶ中継光ファイバとの接続を希望したが、開示情報が「D（空き回線がない）」となっている。他方、当該地方公共団体の案件に、NTT西も応札していることから、当該区間においてNTT西が確保している中継光ファイバの開放等についてあっせんを申請（平成21年9月15日申請）

■ あっせん手続の結果

両当事者が、以下のあっせん案を受諾し、あっせん終了

- 1) 利用可能な中継光ファイバがない区間について、NTT西の中継光ファイバに設置された**多重伝送装置との接続を行う方式などの代替手段に関する具体的な協議を早急に開始する。**
- 2) NTT西は、**利用部門が確保する中継光ファイバの利用予定の有無及び光ケーブルの保守に必要となる芯線の必要性の有無を確認し、不要とされたものについては速やかに返納を行う。**また、**他事業者が確保する中継光ファイバについても、NTT西同様の取組みを実施するよう申入れを行う。**以上の結果概要について委員会に報告する。
- 3) NTT西は、中継光ファイバについて、①過去の空き情報の閲覧の容易化、②空き情報の変更理由の付加、③空き情報の**更新のタイミングの明示**、④光ケーブルの**保守に必要となる芯線の確保及びその目的の明示**を行うことにより、**空き情報閲覧画面の情報閲覧機能の更なる充実を図る。**
- 4) NTT西は、**中継光ファイバに関する区間毎の利用状況を管理する体制を整備し、その整備概要について委員会に報告する。**

あっせん事例(3) 債権保全措置に関するあっせん

■ 概要

NTT西の相互接続事業者が、信用評価機関の評価において支払いを怠るおそれがあるものとしてNTT西が「別に定める基準」に該当するとして、NTT西より債権保全措置を求められたことから、当該債権保全措置の要否についてあっせんに申請（平成21年10月27日申請）

■ あっせん申請取下げ

あっせん申請後、当事者間で協議を行い、相互接続事業者が最新の財務諸表をNTT西に提出し、NTT西は当該財務諸表を確認後、信用評価機関へ評価の最新化を依頼した。

その結果、NTT西より債権保全措置の必要がないことが確認できたとの連絡が相互接続事業者にあったため、あっせん申請を取り下げることとなった。

参考事例(1) MVNOとMNO間の接続協定に関する裁定

■ 概要

PHSを利用してMVNO事業を行っている事業者が、NTTドコモの携帯電話網（3G）を利用したMVNO事業を行うことを希望したが、NTTドコモとの接続協定が調わないことから、接続協定の細目に係る裁定を総務大臣に申請（平成19年7月9日申請）

■ 諮問内容

本件接続における料金設定は、「エンドエンド料金」としMVNO事業者の利用者料金設定権を認めることが相当。また、料金体系は、帯域幅課金とすることが相当
接続料の金額、開発を要する機能等は、細目協議に至っておらず、裁定を行わない。

■ 答申内容

諮問内容は、概ね適当であるが、帯域幅課金については、ネットワークの輻輳対策について協議が調うことを条件とすることが適当

◎ 勧告

裁定内容を「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」に反映することのほか、接続料金の算定の在り方などMVNOとMNOとの間の円滑な協議に資する事項について、適時適切に検討を行い、所要の措置を講じること。

◎ その後の状況

答申に沿い大臣による裁定が行われた（平成19年11月30日）。その後、NTTドコモは、MVNOとの接続料を帯域幅課金とする接続約款をレイヤー3接続については平成20年7月28日、レイヤー2接続については平成21年3月6日に総務大臣に届け出た。
また、総合通信基盤局では、勧告も踏まえて、MVNOガイドラインを平成20年5月19日に再改定した。

参考事例(2) 西日本電信電話株式会社に対する業務改善命令

■ 背景

NTT西日本の従業員が接続の業務に関して入手した他の事業者への電話番号移転に関する情報を子会社の従業員に提供し、子会社の従業員が販売代理店に提供した事実が判明。

■ 諮問内容 (平成22年1月28日付け)

NTT西日本の当該従業員の行為は、事業法第30条第3項第1号に抵触すると認められるところ。NTT西日本からは、顧客情報管理システム端末から他の事業者等に関する情報を取り出すことを不可能とするなどの措置を講ずる旨報告がなされているが、他の事業者等に関する情報の閲覧が当該情報を必要とする業務以外の業務においても可能なままとなっていること等により、依然として、今回の事案と同様の事案が発生し、電気通信事業者間の公正な競争が阻害され、電気通信の健全な発達に支障を生ずるおそれがあると認められるところ。

以上より、事業法第29条第1項第12号の規定に基づき、業務の方法の改善その他の措置をとることを命ずることとしたい。

■ 答申内容 (平成22年2月4日付け)

諮問の趣旨により業務の改善を命ずることは、**適当**。命令に当たっては、以下の点に留意されたい。

1 NTT西日本が他の電気通信事業者の電気通信設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことのできない電気通信設備を設置する電気通信事業者であることにかんがみ、NTT西日本がその立場を十分に認識しつつ**命令を確実に履行するよう注視すべき**こと。

2 NTT西日本及び地域子会社等における「法令等の遵守が徹底される体制の構築」として講じさせる措置については、次のとおりとされるべきこと。

- ① 社内における業務分掌等の観点からも必要かつ十分な措置であること。
- ② 客観的な検証可能性に配慮しつつ講じられること。

◎ その後の状況

答申を受け、大臣による命令が行われた(平成22年2月4日)。

※ 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン(平成16年総務省告示第695号)に違反する行為が行われたと認められることから、同社に対し、総合通信基盤局長から文書による厳重注意も行われた。